

県北総合相談センター 出張法律相談会

- ▶日時 4月19日(水)、5月17日(水)午後1時30分～4時30分
- ▶場所 深谷市上柴公民館小会議室2(深谷市上柴町西4-2-14・3階キララ上柴内)
- ▶相談内容 相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産の名義変更など
- ▶相談料 無料
- ▶相談方法 面接相談(1組1時間、要予約)
- ▶主催 埼玉司法書士会
- ▶申し込み 各相談日の1週間前までに電話で総合相談センター☎048-838-7472
- ▶問い合わせ 同会事務局☎048-863-7861



遺言の日記念 相続問題相談会

- ▶日時 4月15日(土)午後1時～4時(受け付けは午後3時30分まで)
- ▶場所 大宮ソニックシティビル4階404集会室(さいたま市大宮区桜木町1-7-5)
- ▶内容 埼玉弁護士会に所属する弁護士が遺言および相続に関する法律相談に応じる。
- ▶費用 無料
- ▶その他 申し込み不要
- ▶問い合わせ 同会法律相談センター☎048-710-5666

憲法記念無料法律相談会

- ▶日時 5月13日(土)午前10時～午後1時(受け付けは午後0時30分まで)
- ▶場所 熊谷市立商工会館2階大ホール(熊谷市宮町2-39)
- ▶相談員 埼玉弁護士会熊谷支部所属弁護士
- ▶その他 申し込み不要
- ▶問い合わせ 同会熊谷支部☎521-0844

各種相談 (4月15日～5月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

相談	場所	期 日	時 間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	4月25日(火)	※予約は4月3日(月)から	地域活動推進課 (内線252)
		5月11日(水)	※予約は4月17日(月)から	
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	4月17日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	5月10日(水)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部☎564-0104
夫婦関係・DVなど (予約制) ※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談 も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
人権	きっずプラザ あおい	5月10日(水)	午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士 会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の 午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	税務課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	4月18日(火)、5月9日(水)	午後5時15分～7時	水道課☎553-0131

合併処理浄化槽設置補助金を交付します

市では、河川の水質向上のため、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置者に補助金を交付しています。補助金を希望する方は、内容を確認の上、手続きをしてください。単独処理浄化槽は、台所や洗濯、風呂などの排水を未処理のまま放流するもので、河川の水質に大きな影響を与えます。一方で、合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理することができ、単独処理浄化槽と比べると河川の水質に与える影響を約8分の1にすることができます。

▶手続きおよびスケジュール

実施時期	手続き
4月3日～28日	事前申込書提出
5月上旬ごろ	公開抽選会および抽選結果通知(予算額を超える事前申し込みがあった場合に実施)
5月中旬ごろ～	浄化槽設置届、補助金交付申請書提出
6月上旬ごろ～	補助金交付決定通知(交付決定後に、設置工事に着手すること)

※環境課で配布している各種様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接同課へ提出してください。

▶対象

- 単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から転換して、環境配慮型の合併処理浄化槽を設置する方
- 行田市生活排水処理基本計画における浄化槽処理区域で、主に住居を目的とした住宅(居住部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上)にお住まいの方
※浄化槽処理区域は、市ホームページで必ず確認してください。
- 住宅を借りている場合、賃貸人から合併処理浄化槽の転換設置の承諾を得ている方
- 市税を滞納していない方



▶補助金額(設置費、処分費、配管費の合計額が補助金額)

区 分		交付金額	交付金額 (※市内業者施工)
設置費	5人槽	352,000円	372,000円
	7人槽	434,000円	454,000円
	10人槽	568,000円	588,000円
処分費	単独処理浄化槽	90,000円	
	くみ取り便槽	60,000円	
配管費		100,000円	

※浄化槽設備士が所属する設置工事業者が市内業者の場合、設置費に20,000円の上乗せ補助を行います。

▶その他

- 環境配慮型の合併処理浄化槽を設置することが補助の条件です。
- 新築などの建築確認申請を伴う場合は、補助の対象になりません。
- 補助金の交付決定前に着工された場合、補助の対象になりません。
- 原則として、既存の単独浄化槽またはくみ取り便槽を撤去し、適正に処分してください。
- 予算の範囲内での補助になりますので、年度途中で終了する場合があります。
- 保守点検や清掃の他に浄化槽法に定める法定検査(7条・11条)を必ず受けてください。

▶申し込み・問い合わせ 環境課☎556-9530

▼問い合わせ 環境課☎556-9530

さしあげます

▷鳥居 ▷衣類乾燥機 ▷座卓 ▷ベビーベッド ▷ハイローベッド ▷子供用ハイチェア ▷学習机 ▷2連はしご ▷ベビー用布団セット ▷盆栽

ゆずってください

▷大人用自転車 ▷椅子 ▷電子レンジ ▷ヘアアイロン
▷ドラムセット ▷レコードプレーヤー

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

不用品情報(無料)